

令和 8 年度

どんぐりこ福島吉野保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社オペレーションナーサリー
所 在 地	西宮市甲子園七番町 2-5
電 話 番 号	0798-42-7990
代表者氏名	代表取締役 芦田 美良

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	どんぐりこ福島吉野保育園
施設の所在地	大阪市福島区吉野 2 丁目 9-4
連 絡 先	電話 06-6441-8872 FAX 06-6441-8873
管 理 者	園長 小笹 祥子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0 歳児 10 人 1 歳児 24 人 2 歳児 24 人 3 歳児 24 人 4 歳児 24 人 5 歳児 24 人
利用定員	満 3 歳以上の児童 72 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 48 人 満 1 歳未満の児童 10 人
開設年月日	平成 27 年 6 月 1 日
事業所番号	2710051005199
ホームページ	http://donguriko.net/

3 施設の目的・運営方針

どんぐりこ福島吉野保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		284.55㎡
園舎	構造	鉄骨造 地上3階建 (内1階・2階・3階部分)
	延べ面積	728.55㎡
園庭		公園4174㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	いっすんぼうしぐみ(0歳児)
ほふく室	1室	おやゆびひめぐみ(1歳児)
保育室	4室	あかずきんぐみ(2歳児) ももたろうぐみ(3歳児) かぐやひめぐみ(4歳児) きんたろうぐみ(5歳児)
遊戯室(園庭)	1室	
調理室	3室	調乳室兼用
相談室	1室	
事務室	1室	医務コーナー設置
子ども用トイレ	6室	沐浴設備設置
大人用トイレ	5室	1階部分 多目的トイレ設置

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 英語あそび 運動あそび 就学前準備教室

英語あそび：1回/週 1歳児から実施

運動あそび：1回/週 2歳児から実施

ドラキッズ：2回/月 3歳児から実施

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和8年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、園務の一部を整理、 園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、 記録及び家庭連絡等の業務を行う	22	10	12	
看護師	保育園における健康管理と 保健指導	1	1		
調理員	給食業務を行う	5		5	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフト制
看護師	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフト制
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～16：00）
調理員	勤務時間帯（8：30～15：00）シフト制

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
また、行事のある土曜日は家庭保育をお願いしています。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分	11時頃	15時頃	
1歳児	9時10分	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時10分	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時45分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- (3) アレルギー対応状況
除去食及び代替食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有
※食物アレルギーによる配慮食の提供については医師の「生活管理指導表」が必要となります
※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。2歳児クラス以下の保育認定子ども（市町村民税非課税世帯に限り、保育料を無料）
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として、受入れ可能な限り、障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

当園では転園、退園後もお子様に関する相談を随時受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	さのこどもクリニック
医院長名又は医師名	佐野 哲也
所在地	大阪市福島区海老江1-2-17 阪神野田駅前ノースサイドビル3F
電話番号	06-6940-6105

(2) 歯科

医療機関の名称	くちば歯科
医院長名又は医師名	口羽 浩司
所在地	大阪市福島区吉野3-15-17
電話番号	06-6446-8241

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、保育安全マニュアルにより対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。
- ・保育所は「児童虐待の防止等に関する法律」第5条および第6条により、虐待を受けたと思われるような傷やあざ等があった場合は虐待の通告義務があります。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 杉琴 裕美 ・ご利用時間 9：00～ 18：00 ・電話番号 06-6441-8872 F A X 06-6441-8873 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
解決責任者	園長 小笹 祥子
第三者委員	電話番号 06-6461-4124
	民生委員 久保田 清

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

※相談、要望の際には、いつでも事務所へお声がけください。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額	10億円

※詳しくは、別途配布する「ほいくのほけんのご案内」を御確認ください。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	災害保険
保護者負担額	年額210円程度

(※詳しくは、保険加入時期(5月ごろ)に別途お知らせ致します。)

20 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	6人	4人	5人
1歳児	24人	24人	24人
2歳児	24人	22人	23人
3歳児	24人	24人	24人
4歳児	22人	21人	24人
5歳児	23人	23人	21人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	結果公表状況
第三者評価受審状況	令和6年12月 受審済	令和7年3月 WAM NETにて公表済
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費	3～5歳児の主食提供に係る 実費負担	月額 1,700円
幼児副食費	3～5歳児の副食提供に係る 実費負担	月額 4,500円
用品代	個人負担の教材などに係る 実費負担	入園・進級時に購入
		カラー帽子 1,240円
		氏名ゴム印 440円
		クレパス 670円
		のり 270円
		ねんど 520円
		粘土ケース 370円
		粘土板 510円
		ねんどべら 210円
		お道具箱 730円
		はさみ 520円
鍵盤ハーモニカ吹き口 450円		
制服代	制服など個人持ち物品に係る 実費負担 ※サイズ140以上は金額が 2割増しになります。	入園・進級時に購入
		上着（冬） 6,830円
		ズボン（冬） 3,670円
		スカート（冬） 5,500円
		長袖ブラウス 1,530円
		シャツ（夏） 3,570円
		ズボン（夏） 2,750円
		ワンピース（夏） 4,990円
		制帽（夏） 2,300円
		制帽（冬） 2,200円
体操服代	Tシャツ（0～5歳児）体操ズボン・トレーナー（2～5歳児）等 個人持ち物品に係る実費負担 ※サイズ140以上は金額が 2割増しになります。	入園・進級時に購入
		Tシャツ 1,300円
		半ズボン 2,049円
		長ズボン 3,241円
		トレーナー（希望者のみ） 2,400円

行事費	0～2歳児各行事に係る費用	年間 【例年の実績】 7月分（七夕・なつまつり） 250円 10月分（運動会・ハロウィン） 910円 12月分（クリスマス会） 500円程度 2月分（発表会） 80円	1,800円程度
	3～5歳児各行事に係る費用	年間 【例年の実績】 5月分（遠足） 200円 7月分（七夕・なつまつり） 250円 10月分（運動会・ハロウィン・遠足） 3歳児・・・1,020円 4・5歳・・・4,590円 12月分（クリスマス会） 500円程度 2月分（発表会） 80円 ※キッズシアター（4・5歳） 100円	6,000円程度
教育 カリキュラム費	2歳児 ・英語あそび ・運動あそび	月額	1,500円
	3～5歳児 ・英語あそび ・運動あそび ・ドラキッズ	月額	1,650円
その他物品	リュック等個人持ち物品に係る 実費負担	手さげカバン	800円
		リュック	3,600円
		スモック	2,000円
		連絡帳	1冊 210円
		出席ノートあゆみ	1冊 420円
		あゆみシール	1冊 250円
		絵本（希望者のみ）	1冊 460円～
		諸費袋 （中紙は年度ごとに購入1枚30円）	1枚 270円
写真	業者によるネット販売	100円～	
その他 ※5歳児のみ	お泊り保育	3,000円程度	
	卒園アルバム	7,900円程度	

※上記以外に、園外保育などで発生する実費負担金額は随時提示いたします。

※物価高騰に伴い、年度途中で用品代が変更になることがあります。

その都度お知らせいたします。

※行事費等は年度によって異なる場合があります。

2 時間外保育に係る利用者負担

短時間認定 7:00～8:00 16:01～18:00

標準時間認定 18:01～19:00

延長保育（1回）30分 500円 （月極）月額 3,000円

※上記料金の発生につきましては時間厳守といたします

最終保育時間19:00を過ぎてお迎えとなった場合は15分ごとに500円を加算させていただきます